平成２４年（フ）第１３９２号
埼玉県川口市西川口３丁目３番２―702号
アクシーズグランデ川口西Ⅲ
債務者　上山研太郎（旧姓尾上）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９９号
埼玉県鴻巣市広田3516―１　コトリネコスモス202号、住民票上の住所群馬県前橋市駒形町228番地24
債務者　齊藤ゆき絵（旧姓岩上）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５４号
埼玉県川口市幸町２丁目17番13―202号　ライオンズプラザ川口幸町
債務者　吉永　直加
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７０号
さいたま市南区文蔵３丁目13番３号　マンションタキザワ104号
債務者　安部　徳真
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
埼玉県三郷市鷹野４丁目209番地
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５２１号
埼玉県草加市谷塚仲町106番地３
債務者　池田紀代子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５２５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2074番地３　エメラルドハイツ103号、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目６番地９
債務者　中留　泰治
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
静岡県富士市松本229番地の19、前住所静岡県富士市中之郷521番地の18
債務者　髙山幸太郎
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１０９号
静岡県富士市松本229番地の19、前住所静岡県富士市中之郷521番地の18
債務者　髙山　千秋
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５４６号
大阪府岸和田市並松町24番Ａ―403号
債務者　和家　　寛
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０３９号
東京都東村山市廻田町３丁目24番地５ヴィレッジ赤坂205
債務者　眞浦　真琴（旧名眞浦元気）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０１７号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅23―206
債務者　沼田　邦夫
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９８３号
神奈川県海老名市柏ケ谷947番地の１　コスモかしわ台111号
債務者　横田　孝幸
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５４６号
大阪府岸和田市並松町24番Ａ―403号
債務者　和家　　寛
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０３９号
東京都東村山市廻田町３丁目24番地５ヴィレッジ赤坂205
債務者　眞浦　真琴（旧名眞浦元気）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０１７号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅23―206
債務者　沼田　邦夫
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１１３号
横浜市神奈川区三ツ沢上町17番20号　ヒルサイドＮｏ．３―302号
債務者　十河　修一
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１４９号
神奈川県藤沢市打戻1789番地　古里住宅４―406
債務者　根本　信子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９１号
愛知県高浜市春日町５丁目170番地　ラビデンス高浜Ｎ館1101号
債務者　緒方　誠文
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係